

あなた:

国連の戦勝国規定はどこに書かれていますか？

ChatGPT:

国連の「戦勝国規定」と呼ばれるものは、正式な条文として「戦勝国」という言葉が明記されているわけではありませんが、**国際連合憲章（UN Charter）**の中に、**第二次世界大戦の戦勝国が優越的な地位を持つ規定**が存在しています。具体的には、以下の条項が関連しています：

■ 国際連合憲章における「戦勝国規定」に該当する部分

【第 23 条】安全保障理事会の構成

第 1 項：「安全保障理事会は、…中華人民共和国、フランス、ソビエト社会主義共和国連邦、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国並びにアメリカ合衆国を含む…」

【第 27 条】安全保障理事会の決定

第 3 項：「手続き上の事項以外のすべての決定は、**常任理事国 5 カ国の全ての賛成投票**を含む 9 理事国の賛成投票によって行う。」

■ 「戦勝国」とは誰か？

ここでの「常任理事国（P5）」とは：

- アメリカ合衆国
- イギリス
- フランス
- ロシア（旧ソ連）
- 中国（当初は中華民国、後に中華人民共和国に移行）

これらは第二次世界大戦における**連合国（Allied Powers）**の中心的な戦勝国であり、**国連創設時から特別な地位を持つように設計**されていました。

■ 「敵国条項」との関連

また、「戦勝国規定」に関連するものとして有名なのが「**敵国条項（敵国規定）**」です。これは以下の条文にあります：

【第 53 条】地域的取極

「この条に基づく措置で、…**第二次世界大戦の敵国に対してとるもの**については、…」

【第 107 条】旧敵国に対する措置

「この憲章のいかなる規定も、**第二次世界大戦の敵国に対して戦勝国がとる行動を制限しない。**」

■ 要約

- **戦勝国（連合国）に優越的な地位を与えている規定**は、主に安全保障理事会における**常任理事国制度と拒否権（第 23 条、第 27 条）**にあります。
 - **敵国（枢軸国）に対する制限規定**は、第 53 条・第 107 条などに見られ、これも戦勝国の優位を制度化しています。
-

ご希望であれば、これらの条文を原文・和訳付きで一覧にしてご提供できます。ご要望はありますか？